

## 栃木県廃棄物処理施設専門委員会設置要綱

### (目的)

第1条 廃棄物処理施設の設置に関し、専門的な事項を審議及び調査するために、「栃木県廃棄物処理施設専門委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

### (審議事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、知事の求めに応じ、審議及び調査をする。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条の2第3項、及び第15条の2第3項に基づく事項に関すること。
- 2 その他知事が必要と定める事項に関すること。

### (構成委員)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 1 会長は委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、専門的知識を有する者のうちから、10名以内で知事が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (意見の聴取)

第5条 会長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者を委員会に出席させ意見を聞くことができる。

### (招集)

第6条 委員会は会長が招集する。

### (会議の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、各委員からの意見の報告をもって、委員会の開催に代えることができる。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、栃木県環境森林部資源循環推進課に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に委員に委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。